

## C4.2 医事規則（総則）

1. 競技者
  - 1.1 競技者は自身の身体的健康と自身の医学的管理に責任を負う。
  - 1.2 競技者は国際競技会に参加することにより、国際競技会に関連して、またはその結果として被る損失、負傷、または損害について、法律で認められる範囲で世界陸連（およびその各加盟団体、役職者、役員、従業員、ボランティア、請負業者または代理人）の責任を明確に免責する。
  
2. 加盟団体
  - 2.1 医事規則（総則）1の規定に拘わらず、加盟団体は国際競技会に出場する管轄下にあるすべての競技者が、陸上競技のエリートレベルの競技会に見合う身体的健康状態にあることを保証するために最大限の努力を払うものとする。
  - 2.2 各々の加盟団体は競技者の適切かつ継続的な医療モニタリングが、内部または承認された外部機関を通じて行われることを保証するために最善の努力を払うものとする。さらに、加盟団体は、国際競技会の定義 1.1 (a)および 1.6 による国際競技会に参加する各競技者について世界陸連医事ガイドラインで推奨されている形式で、参加前健康診断（PPME）を実施することを推奨する。
  - 2.3 各々の加盟団体は少なくとも 1 人のチームドクターを任命し、国際競技会の定義 1.1 (a)および 1.6 による国際競技会に至るまで、また可能な場合は国際競技会期間中、競技者に対して必要な医療を提供する。
  
3. 国際競技会での医事 / 安全サービス
  - 3.1 組織委員会は国際競技会中に適切な医事サービスを提供し、適切な安全 / 警備対策を講じる責任を負う。必要な医事および安全 / 警備サービスは、競技会の規模と性質、競技会のカテゴリー、参加する競技者の数、サポートスタッフと観客の数、競技会が行われる国の保健基準および一般的な環境条件（気候、標高など）によって異なる。
  - 3.2 医事およびアンチ・ドーピングコミッションは組織委員会が国際競技会で適切な医療サービスを提供し、適切な安全対策を講じることを支援するために、最新の実用的なガイドラインを発行し、更新する。
  - 3.3 特定のカテゴリー種目（ロードレース、競歩など）については、これらの医事規則の下で特別な医事および安全要件が必要になる場合がある。
  - 3.4 国際競技会で提供される医事サービスおよび安全対策には、少なくとも次のものが含まれる。
    - 3.4.1 競技会主会場および競技者の宿泊場所での競技者および AD 保持者

- への一般的な健康管理。
- 3.4.2 競技会主会場での競技者、スタッフ、ボランティア、メディア、観客の応急処置と救急医療。
  - 3.4.3 安全監視；
  - 3.4.4 緊急・避難計画の調整。および
  - 3.4.5 必要に応じて、特別な医事サービスの調整。
- 3.5 医療管理者が定義 1.1 (a)の国際競技会で組織される国際競技会組織委員会によって任命され、競技会における医療サービスと安全要件を準備および調整するものとする。組織委員会最高 経営責任者は、すべての安全関連事項について医療管理者と 連絡を取るものとする。
- 3.6 国際競技会の定義 1.1 (a)により組織される国際競技会では、競技規則 6 に従い、医事代表が世界陸連によって任命され、医事代表は競技会場で診察、治療、救急医療のための適切な施設が確保され、かつ選手の宿泊場所で医療処置が提供されることを確実にする。